

麻績村地上波デジタルテレビ放送難視聴地域解消事業の概要

1 趣 旨

テレビ地上波アナログ放送が、平成23年7月24日に終了し、テレビ地上波デジタル放送（以下「地デジ放送」という。）移行に伴い、村内の地デジ放送難視聴地域・世帯解消するために行う事業について補助を行う制度です。

2 補助対象となる事業

麻績村内において、地デジ放送難視聴地域において、団体及び個人等が行う新設・改良事業です。

*補助対象外工事

- (1) 地デジ放送の県内放送番組以外を送受信するための設備費用
- (2) 宅地内の設備工事費用
- (3) 宅内の設備工事費用
- (4) 施設の用地費、補償費に係る費用
- (5) 国又はその他団体等が負担する費用
- (6) 著しく高価な設備に係る費用
- (7) その他村長が特に適当でないと認める費用

3 補 助 金 の 額

予算の範囲内において、次に定める算式により算出した額です。

$$\text{補助金の額} = \text{補助対象経費} - (7,000 \text{円} \times \text{事業参加者数})$$

*ただし、補助金の額は、50万円×事業参加者数を限度とします。

*1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

4 補 助 事 業 の 受 付

随時受け付けています。

*ただし、補助金交付申請前に着手した場合は、補助対象にならない場合がありますので、事前に補助申請をお願いします。

5 補 助 対 象 期 間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

*詳細は、麻績村役場村づくり推進課までお問い合わせください。

村づくり推進課

電話：0263-67-3001

E-mail : hijiri@vill.omi.nagano.jp